

ヒト受精胚にゲノム編集技術を用いる研究機関への支援体制(調整案)

資料3

ゲノム編集技術研究のための取組み

- 各学会は、当学会に所属する会員による研究の倫理審査等を支援するため、当該研究を行おうとする会員機関から研究内容と倫理審査委員会での審査内容を報告させ、適切な研究を登録することで不適切な研究を排除するよう努める。
- 各学会は、研究内容が適切か、倫理審査委員会が適切に審査したのか、実施体制に問題がないかを協力して、評価するための場(合同ゲノム編集研究委員会(仮称))を設ける。また、事例の集積に努め、研究計画や実施方法の留意点をまとめたマニュアルの作成・改良を担う。
- 各学会は、2の評価を参考にして、登録申請のあった研究機関と連携を密にして、具体的な支援方法を検討し、支援を実施する。
- 各学会は、生命倫理専門調査会及び内閣府事務局と協力し、支援策に関する活動が円滑に進むように努める。

